

平成30年4月24日

〒522-0032

滋賀県彦根市南川瀬町401番地1

株式会社アイエーシーインターナショナル

代表取締役 今村英二様

〒464-0075

名古屋市千種区内山三丁目28番2号 KS千種ビル6階F

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦市郎

(連絡先) 事務局長 野澤厚美

電話 052-734-8107

FAX 052-734-8108

## 差止請求書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人は、平成29年10月17日付申入書により、貴社に対し、貴社が使用されている「お支払詳細連絡書」及び「特約条項」第6条につき、消費者契約法上問題がある旨を指摘し、申入れをしました。しかし、貴社からは、何らご回答を頂けないままになっています。

そこで、当法人は、貴社に対し、消費者契約法第41条第1項の請求として、本差止請求書を差し出します。

本書が到達した時から1週間を経過した後は、当法人は、貴社に対し、消費者契約法第12条及び第41条以下に定める差止請求に係る訴えを提起することができます。

つきましては、本差止請求に対して、本書到達後1週間以内に文書で貴社の対応をご回答下さい。

なお、回答の有無及び回答内容は公表することがあることを申し添えます。

敬具

## 第1 請求の要旨

当法人は、貴社に対し、貴社が、消費者との間で自動車の販売を勧誘、売買契約を締結するに際し、下記1ないし3の趣旨の条項を含む契約の勧誘、締結を行わないこと、同内容が記載された書面、電子データを破棄すること及びこれらを貴社内周知徹底させる措置をとることを請求する。

### 記

- 1 「ご入金頂きました代金に関しては入金名目に関わらず、いかなる理由を問わず返金致しませんので予めご了承下さい。」等、平均的損害を超える損害賠償を予定する文言、及び、契約が取消等により効力を失った場合に代金を返還しなければならないという民法の原則を修正し、消費者の権利を制限し、または義務を加重し、消費者の利益を一方的に害する文言
- 2 「自動車が中古車である場合、価格ステッカー、車両状態説明書若しくは整備明細書に記載された前使用者の使用態様（走行距離等）から通常生じる瑕疵については、乙は一切異議を述べず、また甲は瑕疵担保責任を負わないものとします。」等、貴社の瑕疵担保責任の全部を免除する契約条項
- 3 「乙は、自動車の引渡時に、その外観、装備等につき瑕疵がないことを確認するものとし、何らかの瑕疵がある場合は、引渡を終了した後は異議を述べる事ができないものとします。」等、貴社の瑕疵担保責任の全部を免除する契約条項

## 第2 紛争の要点

- 1 入金した代金に関しては入金名目に関わらず、いかなる理由を問わず返金しない旨の文言
  - (1) 貴社が使用する「お支払詳細連絡書」という標題の文書には、「尚、ご入金頂きました代金に関しては入金名目に関わらず、いかなる理由を問わず返金致しませんので予めご了承下さい。」との記載があります。
  - (2) しかしながら、この記載は、貴社に生ずべき平均的損害を超える損害賠償額の予定又は違約金を定めるものであり、消費者契約法第9条第1号に抵触します。また、契約が取消等により効力を失った場合には代金を返還しなければならないという民法の原則を修正し、消費者の権利を制限し、または義務を加重し、消費者の利益を一方的に害するものであり、消費者契約法1

0条に抵触します。

(3) なお、上記規定は、貴社が使用する「特約条項第2条(注文の拒絶)」の、「甲が注文に応じられない場合、甲は乙に速やかに通知し、乙はこれに対し一切異議を述べないものとします。この場合、注文書原本及び申込金は乙に返還されます。」との規定にも矛盾します。

2 「自動車が中古車である場合、価格ステッカー、車両状態説明書若しくは整備明細書に記載された前使用者の使用態様(走行距離等)から通常生じる瑕疵については、乙は一切異議を述べず、また甲は瑕疵担保責任を負わないものとします。」との条項

(1) 貴社が使用する特約条項第6条第1項には、「自動車が中古車である場合、価格ステッカー、車両状態説明書若しくは整備明細書に記載された前使用者の使用態様(走行距離等)から通常生じる瑕疵については、乙は一切異議を述べず、また甲は瑕疵担保責任を負わないものとします。」と記載されています。

(2) しかし、同項後段の、「甲は瑕疵担保責任を負わないものとします。」との記載は、何らの限定がなく、貴社の瑕疵担保責任の全部を免除するものであり、消費者契約法第8条第1項第5号に抵触します。

3 「乙は、自動車の引渡時に、その外観、装備等につき瑕疵がないことを確認するものとし、何らかの瑕疵がある場合は、引渡を終了する前に告知するものとし、引渡を終了した後は異議を述べることができないものとします。」との条項

(1) 貴社が使用する特約条項第6条第2項で、消費者に、引渡時に、外装、装備等につき確認及び貴社への告知義務を課すとともに、「何らかの瑕疵がある場合は、引渡を終了した後は異議を述べることができないものとします。」と書かれています。

(2) しかし、この記載からは、隠れた瑕疵がある場合も、貴社が責任を負わないかのように読めます。しかし、そうだとすると、本条項は、貴社の瑕疵担保責任の全部を免除するものであり、消費者契約法第8条第1項第5号に抵触します。

4 結び

よって、当法人は、貴社に対し、消費者契約法第12条第3項に基づき、請

求の要旨記載の請求をします。

複写

第3 訴えを提起する予定の裁判所  
名古屋地方裁判所

以上

複写

複写

複写

複写

複写

差出人 〒464-0075  
愛知県名古屋市千種区内山3-28-2 KS千種ビル6階F  
特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海 理事長 杉浦市郎 (連絡先) 事務局長 野澤厚美  
受取人 〒522-0222  
滋賀県彦根市南川瀬町401番地1  
株式会社アイエーシーインターナショナル 代表取締役 今村 英二 様



この郵便物は平成30年 4月24日  
第 12464573203 号書留内容証明郵便物  
として差し出したことを証明します。  
日本郵便株式会社  
受付通番: 2018042416134800100000 号

